

(資料5)

一般社団法人佐賀県貿易協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人佐賀県貿易協会（英文名：SAGA EXTERNAL TRADE ASSOCIATION）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、佐賀県の貿易をはじめとする各種海外取引を振興し、もって本県経済の国際化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 海外取引に関する相談及び指導
- (2) 海外取引に関する情報の収集及び提供
- (3) 海外取引に関する各種調査・研究
- (4) 海外取引に関する実務講座、講演会、研究会、懇談会等の開催
- (5) 海外経済調査、視察団の派遣及び内外見本市、展示会等への参加
- (6) 関係官公庁及び内外の関係団体との連絡協調
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、第3条の目的に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対して、通知する。

(会員資格の喪失)

第10条 前条第2項の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (4) 総会員が同意したとき。
- (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (6) 前条の規定により除名されたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前条第3項の規定により、会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費、その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての会員をもって構成する。

2 総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びに報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総会員の5分の1以上の会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面をもって、総会の招集の請求があったとき。
- 4 前項第2号の規定による請求をした会員は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - (1) 前項第2号の規定による請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 前項第2号の規定による請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面により、総会の日から2週間前までに、会員に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

- 第17条 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令及びこの定款で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
 - 4 理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面表決等)

- 第19条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面若しくは電磁的方法により、議決権を行使し、又は他の出席会員にその行使を委任することができる。
- 2 前項に規定する書面及び電磁的方法により議決権を行使した会員並びに議決権の行使を委任した会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は会員が総会目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員配置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

理事 10人以上20人以内

監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長、1人を専務理事とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理

事に報告しなければならない。

- 4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより第23条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 監事及び常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

- 第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の要請があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第4項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき。

(5) 第26条第5項の規定により監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 4 会長は、前条第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集を通知しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前条第3号による場合は理事が、同条第5号による場合は監事が、理事会を招集する。
- 6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 部 会 等

(部会及び委員会)

第37条 この法人は、事業運営上必要があるときは、特定事項について調査研究するため、理事会の承認を得て、部会及び委員会を設けることができる。

- 2 部会及び委員会は、理事及び会員をもって構成する。
- 3 部会及び委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(名誉会長等)

第38条 この法人に、名誉会長及び名誉副会長を置くことができる。

- 2 名誉会長及び名誉副会長は、理事会の承認を得て、会長が委嘱し、解嘱する。
- 3 名誉会長及び名誉副会長は、重要事項について会長の諮問に応じ、又は会長に助言することができる。
- 4 名誉会長及び名誉副会長は、理事会に出席し、本会の運営に関し意見を述べることができる。
- 5 名誉会長及び名誉副会長の任期は、役員任期に準じる。

(顧問及び相談役)

第39条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱し、解嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じ、又は会長に助言することができる。
- 4 顧問、相談役は、理事会に出席し、本会の運営に関し意見を述べるることができる。
- 5 顧問及び相談役の任期は、役員任期に準じる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入し、及び支出することができる。

- 2 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に係る収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号から第5号までの書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置く。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第44条 この法人が、資金の借入れをするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において決議を経、あらかじめ佐賀県知事に届け出る。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、法人法第148条に掲げる事由により解散する。この場合において、同条第3号の決議は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 本会が解散したときの清算人は、総会で選任する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、佐賀県において発行する佐賀新聞に掲載する方法による。

第11章 事務局その他

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は会長が理事会の承認を得て選任し、及び解任し、その他の職員は会長が選任し、及び解任する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第1

21条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長（代表理事）は中村敏郎、専務理事（業務執行理事）は村山仁志とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。